

様式第1号（第3条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

小野市長 殿

住 所
電話番号
申請者氏名
（※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
 - 事業名
 - 期 間
- 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地
 - 商号（屋号）
 - 本店所在地
- 設立する会社の資本金の額 万円（会社の場合）
- 事業の業種、内容
- 事業の開始時期 令和 年 月 日

証明日 令和 年 月 日

小 野 市 長

印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限 令和 年 月 日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

(1) 会社^{※1}設立時の登録免許税の軽減措置について

法第127条第4項及び第128条第5項において準用する第127条第4項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することが可能。

① 会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は以下のとおりとする。

(a) 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

(b) 創業後5年未満の者

事業を開始した日以降5年を経過していない個人

※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要がある。

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。

② 登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとする。

株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免される(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免される)。

(2) 信用保証協会による創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能。

(3) 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

認定市区町村が発行する特定創業支援等事業を受けたことの証明書を取得し、創業を行おうとする者又は創業を行った者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

※ただし証明書の有効期限内に限る。

(4) 小規模事業者持続化補助金<創業型>について

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請対象になる。(創業後、事業開始前の事業者も対象)

※補助上限200万円、補助率2/3、特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。